

民事司法の改革

制度趣旨

市民にとって、より利用しやすく、頼りがいのある、公正な民事司法

ADRでの解決

ADR制度の活性化
応諾義務の法定，履行確保措置の導入
ADR機関の認証手続の簡素化・監督の運用改善，非認証機関の効果の改善

民事紛争

当事者での解決

裁判所における解決

アクセスの拡充

提訴手数料の低・定額化（有）
民事法律扶助制度及び扶助予算の拡充（法テラスの拡充）
集合訴訟制度の創設（有）
民事審判制度の創設等簡易な裁判手続の導入
弁護士費用保険（権利保護保険）の拡充

家庭裁判所

家事事件手続法の施行
子の手続代理人制度の充実
人事訴訟法の運用改善
家事調停の充実
家族法の改正
遺産分割制度の改善
ハーグ条約と国内実施法の制定

地方裁判所

簡易裁判所

軽微・少額事件（訴額 140 万円まで），少額訴訟手続（訴額 60 万円まで）の充実
民事調停の充実（民事調停法 17 条の改正）

行政事件

行政不服審査法の改正（有）
行政訴訟法の改正（有）
団体訴訟制度の導入
公金検査請求制度の創設（有）
裁判員制度の導入

消費者被害の救済

適格消費者団体等による集合訴訟（有）
不当な収益のはく奪・経済的不利益賦課制度の導入（有）
消費者契約法の改正

労働事件

労働審判制度の拡充

倒産事件

倒産法制の改革

民事裁判の運用改善

争点整理手続の改善
証拠収集及び証拠調べ手続の改善
合議体による審理の拡大
裁判官の異動と手続の在り方等

判決の適正

損害賠償制度の改革
・違法行為を抑止する損害賠償制度の導入

証拠収集手続の拡充

文書提出命令の改正（有）
当事者照会制度の改正（有）
陳述録取制度の創設
弁護士会照会（弁護士法 23 条の 2）改正（有）
文書送付嘱託の応諾義務の明文化

強制執行制度の改革

財産開示手続の改正
第三者に対する財産照会制度の創設

裁判所等の基盤整備

裁判官・裁判所職員の増員
裁判官非常駐支部の解消と裁判所支部の機能強化
管轄の見直しや裁判所支部の新設等
法廷等の新設・増設
家庭裁判所・簡易裁判所の拡充
法教育の拡充
弁護士研修の充実
専門認定制度の創設

（注）（有）... 日弁連意見書有り